ACSES ニュースレター_２１０８号（2021 年 5 月 25 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（15 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・6 月 10 日～16 日は「火薬類危害予防週間」です！〈経済産業省〉
・伊藤園、「エビアン」自主回収　２万８０００本、酸味で〈Web 報道〉
・ピジョンがベビーカーを自主回収　ハンドル破損の恐れ、4607 台〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[大水害対策]
・線状降水帯速報、来月 17 日から　豪雨災害の警鐘に活用〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添 付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）に対する意見公募の結果 及び改正告示の公布〈総務省消防庁〉
○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（消防庁告示第６号）〈官報〉
○耐火電線の基準の一部を改正する件（消防庁告示第 7 号）〈官報〉
[4] 医薬品
◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 211 号）〈官報〉
[5] 飼料
◇組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）〈官報〉
[6] 食品安全衛生関係
◇食品表示法における食品の自主回収の届出に係る電子申請システムへの入力要領及び記載要領に関する留意事項について〈内閣府〉
[7] 温暖化対策関係
◇アンモニア発電、6 月に実証実験　JERA、脱炭素へ「混焼」〈Web 報道〉
[8] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　２件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　２件　[開催記録、報告、資料等]　１件
[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件
[付録]
◇国立大学法人法の一部を改正する法律〈文部科学省〉

山法師（山帽子、ヤマボウシ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**6 月 10 日～16 日は「火薬類危害予防週間」です！**

＜経済産業省　2021 年 5 月 24 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210520002/20210520002.html?from=mj

https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210520002/20210520002-2.pdf

令和３年度火薬類危害予防週間実施要領

令和３年５月２０日

経済産業省

１．目的

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、各地の実情に即した取組みを行い、火薬類の危害予防意識の高揚を図る。

２．期間

本年度は、令和３年６月１０日（木）から６月１６日（水）まで実施する。

３．実施機関

産業保安グループ、各産業保安監督部、各都道府県及び各指定都市が、公益社団法人全国火薬類保安協会、公益社団法人日本煙火協会、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会、各都道府県火薬類保安協会等と協力して実施する。

４．令和３年度の実施目標

（１）最近の火薬類に係る事故の発生状況

事故件数は、過去１０年を見ると、平成２４年から令和元年までは６０件前後のほぼ横ばいで推移し、令和２年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため夏の花火大会が相次いで中止されたことなどから事故件数が３２件に減少した。死傷者数は、平成２３年から平成２７年までは３０名を超えていたが、平成２８年から令和元年にかけては３０名を下回っており、事故件数が減少した令和２年においては７名であった。このうち死亡者は、平成２２年から７年間は発生しなかったが、平成２９年は１名（産業火薬の消費中)、平成３０年は３名（産業火薬の消費中；1 名、煙火の製造中；２名）の死亡者が発生し、令和元年及び令和２年は発生していない。

令和２年の事故件数の内訳は、産業火薬の事故５件、煙火の事故１３件（うち２件は煙火及び玩具煙火の事故)、がん具煙火の事故１６件であった。

事故の内容は､産業火薬に関しては､発破作業における飛石の事故及び発破以外の消費中の事故が発生した。煙火に関しては､打揚煙火の消費中の事故が８件発生し､事故事象の内訳は火災､黒玉､部品落下等であった。その他、動物駆逐用煙火の消費中の火災や煙火残滓の残り火による火災が発生した。

（２）目標

最近の火薬類による事故の発生状況を踏まえると、ささいなきっかけで事故につながる可能性のある火薬類を取り扱っていることを常に意識し、これまでの取扱いが保安上本当に十分なものか今一度確認し、より一層の創意・工夫を図ることが重要である。また、製造等の技術基準の性能規定化に伴い、法令の趣旨を十分に理解するように努めることが重要であると考える。

これらを踏まえ、本年度の「火薬類危害予防週間」の実施に当たっては、各実施機関は関係事業者等に対して、「その先の事故を防ぐために一歩ずつ、確実なステップを。」をキーワードとし、以下の事項を重点的に実施するよう指導・周知し、保安意識の向上を図るものとする。

① 関係法令、規程等の周知徹底

② 危害予防規程、各現場における作業手順、安全対策等の再確認
③ 過去の事故事例を確認し、自らの現場等に置き換えた安全対策・保安教育等の実施
④ 製造・消費・廃棄等の作業開始前における手順や現状確認の徹底
⑤ 新たに想定されるリスクの洗い出しや、その対策の必要性等についての検討
⑥ 複数の作業者による現場確認の仕組みの徹底・構築

５．実施事項

（１）各実施機関は、火薬類危害予防週間のポスターの配布・掲示、目標の周知等の保安啓発活動を実施する。
（２）各実施機関は、関係事業者等に対して、従業員に対する目標の周知とともに、立入検査の実施等を行い、自主保安意識の高揚を図る。
（３）各実施機関は、保安講習や表彰等の各地の実情に即した取組み等を行い、関係者の危害予防意識の高揚を図る。
（４）各実施機関は、関係者間における十分な情報共有・意見交換とともに、事故・災害発生時の連絡体制、役割分担等の対応について再確認を行い、保安管理体制の強化を図る。また、関係機関等とも連携してこれらを実施し、各地域における保安管理体制の強化を図る。

※　上記の取組を実施する際は、新型コロナウイルス感染症対策について十分に留意しながら、取り組んでいただきますようお願いいたします。

(参考)
【１】火薬類に係る事故の発生件数の推移　　―省略―
【２】令和２年の火薬類に係る事故の発生状況　　―省略―

・伊藤園、「エビアン」自主回収　２万８０００本、酸味で
＜時事ドットコム　2021 年 5 月 24 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021052401196&g=eco

伊藤園は２４日までに、子会社が輸入しているペットボトル入りのミネラルウオーター「エビアン」約２万８２００本を自主回収すると発表した。酸っぱい味がするという指摘が寄せられたため。健康被害は出ていないという。

回収対象は３３０ミリリットル入りペットボトル製品で、賞味期限が「２０２３年０２月」のものの一部。賞味期限の下に記載されている製造時間が「１８：４３」～「１９：２９」で、ロット番号が「２６０」のものを回収する。関西方面に出荷したという。

問い合わせ先（０１２０）８０３６２９。

・ピジョンがベビーカーを自主回収　ハンドル破損の恐れ、4607 台
＜共同通信　2021 年 5 月 24 日＞　https://this.kiji.is/769394620701622272?c=39546741839462401

ベビー用品メーカーのピジョンは 24 日、「パルスキップ」シリーズのベビーカー4 種類でハンドル関節部分が破損する恐れがあるとして 4607 台を自主回収すると発表した。腹部などを打つけがの報告が 1 件あった。

プラスチック製の関節部分に強い力がかかると壊れる場合があると判明した。対象はパルスキップの色別で「グレイシーグレー」「オリビアネイビー」「バネッサレッド」「リラックスデニム」。2018 年 12 月～19 年 8 月に生産された。

19 年 9 月から現在までに利用者から計 14 件の破損の報告があった。使用状況を精査し、構造上の問題があるとの結論に至ったという。

□*大災害、原発事故対策*

[大水害対策]

・線状降水帯速報、来月 17 日から　豪雨災害の警鐘に活用
＜共同通信　2021 年 5 月 24 日＞　https://this.kiji.is/769401540463525888?c=39546741839462401

気象庁と国土交通省は 24 日、線状降水帯ができたことを確認した場合に速報する「顕著な大雨に関する気象情報」の運用を 6 月 17 日から始めると発表した。線状降水帯は近年の豪雨災害の一因とされ、危機意識を高めても

らうキーワードとして活用するのが狙い。

気象庁によると、解析雨量が一定の基準を満たし、降水域の形状が「線状」になっているなどの条件を満たせば発表。「線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いています。命に危険が及ぶ災害発生の危険度が急激に高まっています」などと呼び掛ける。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2021年5月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html

・「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」を更新しました

＜厚生労働省　2021年5月24日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021年5月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18840.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和3年5月24日版）

＜厚生労働省　2021年5月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18819.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・コロナ回復者に真菌症増加　ステロイド誤使用に警告―インド

＜時事ドットコム　2021年5月24日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021052300245&g=int

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021年を更新しました

＜厚生労働省　2021年5月24日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html

・質問票の提出について掲載しました

＜厚生労働省　2021年5月24日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・高い予防率、副反応も軽度　アナフィラキシー低水準―米モデルナ製・コロナワクチン

＜時事ドットコム　2021年5月24日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2021052300239&g=soc

東京都と大阪府の大規模接種会場で使われる米モデルナ製の新型コロナウイルスワクチンは、９割超の高い発症予防率を示す。痛みなどの副反応も軽度で、強いアレルギー症状アナフィラキシーの頻度も低水準とされている。

モデルナ製は米ファイザー製と同様、遺伝物質メッセンジャーＲＮＡの一部を投与する。体内でウイルスのたんぱく質ができて免疫機能が刺激され、抗体が作られる。４週間間隔で２回の接種が必要だ。

海外での臨床試験（治験）で示された発症予防率はファイザー製と同等の９４．１％。これは接種された人の発症率が、接種されていない人より９４．１％少ないことを意味する。国内の治験成績も海外と同程度だった。国内で置き換わりが進んだ変異株の英国型に対しても、従来株と同様の効果があり、英国型以外の変異株にも一定の有効性が期待できるという。

副反応は、起きてもほとんどが軽いとされる。米疾病対策センター（ＣＤＣ）が４月に発表した集計によると、２回接種後の注射部位の痛みは７８．３％（ファイザー製６６．５％）だった。他に倦怠（けんたい）感６０．

０％（同４７．８％）や頭痛５３．２％（同４０．４％）、発熱３７．６％（同２１．５％）などの訴えがあり、ファイザー製よりも高い傾向が見られた。また、接種２回目の方が１回目よりも高い数値が出た。

米国におけるモデルナ製のアナフィラキシー発生頻度は１００万回当たり２．５件。単純比較は難しいが、接種が進んでいるファイザー製の国内での頻度は同２８件。厚生労働省専門部会はこれらの結果を踏まえ、「安全性に関する重大な懸念は認められない」としている。

◇大学等関係

・大阪市の小中校、対面授業を再開　オンライン学習から転換

＜共同通信　2021 年 5 月 24 日＞　https://this.kiji.is/769372923286585344?c=39546741839462401

◇マスコミ報道　見出し

・米、日本への渡航中止勧告　ワクチン接種済みでもリスク

＜時事ドットコム　2021 年 5 月 25 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021052500112&g=int

・米国務省、日本への渡航中止を勧告　変異株の拡大を指摘

＜朝日新聞　2021 年 5 月 25 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP5T1Q3CP5TDIFI001.html?iref=comtop_7_02

・五輪で人流 10%増なら都内の感染者数 3 倍か 東大グループ試算

＜NHK　2021 年 5 月 24 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210524/k10013049351000.html?utm_int=all_side_ranking-social_002

・ワクチンの７５％は１０か国に集中、テドロス氏「恥ずべき不公平だ」

＜読売新聞　2021 年 5 月 24 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/world/20210524-OYT1T50187/

****

[3] 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添 付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）に対する意見公募の結果 及び改正告示の公布

＜総務省消防庁　2021 年 5 月 24 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/09adee3dd438bd77f28d2f7aa202bb7b9cd4d935.pdf

消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）の内容について、令和３年２月 12 日から令和３年３月 15 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）について４件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」及び「耐火電線の基準の一部を改正する件」を公布しましたのでお知らせします。

１ 主な改正内容

○ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）

泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法並びに泡消火薬剤の分布等に係る総合点検方法に係る点検基準の一部を改正するため、昭和 50 年消防庁告示第14 号の一部を改正するものです。

○ 耐火電線の基準の一部を改正する件（案）

最大使用電圧が 60V 以下の低圧ケーブルについて基準化するとともに、所要の規定の整備を行うため平成９年消防庁告示第 10 号の一部を改正するものです。

２ 意見公募の結果

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）の内容について、令和３年２月 12 日から令和３年３月 15 日までの間、意見を公募したところ、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）について４件の御意見がございました。いただいた御

意見及び総務省の考え方は、別紙１のとおりです。

３ 改正告示の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、改正告示を令和３年５月24日に公布しました。

・改正告示の概要 別紙２

・改正告示の新旧対照表 別紙３

別紙２

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件について

令和３年５月
消防庁予防課

【概要】

消防法（昭和23 年法律第186 号）第17 条の３の３の規定により、防火対象物（消防法施行令（昭和36 年政令第37 号。以下「令」という。）別表第１第20 項に規定するものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等の点検（以下単に「点検」という。）が義務付けられている。泡消火設備は、令第７条第２項第５号に規定する消火設備にあたることから点検の対象となり、昭和50 年消防庁告示第14 号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）（以下「第 14 号告示」という。）別表第５に、それぞれ機器点検及び総合点検に係る基準が定められている。

今般、「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学大学院教授）において、泡消火設備の一斉開放弁及び分布等の点検基準の合理化を図ることや、ペルフルオロオクタンスルホン酸とその塩（以下「ＰＦＯＳ」という。）以外の化学物質を用いた泡消火設備についてもサンプリング検査を認めることについて必要性が明らかになったことを踏まえ、第 14 号告示を改正し、以下のとおり泡消火設備の点検基準を改正することとした。

（１） 泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法について

一斉開放弁の機器点検（機能に係るもの限る。）及び総合点検については、設置後 15 年を経過したものに限り実施することとし、設置後 20 年を経過しないものにあっては、設置後15 年を経過した日以後５年を経過する日までの間に、設置後20 年を経過したものにあっては、機器点検又は総合点検により、その機能が正常であることを確認した直近の日以後５年を経過する日までの間に確認するものとする。

（２） 泡消火薬剤の分布等に係る総合点検方法について

泡消火薬剤の分布等については、設置又は泡消火薬剤の交換の日から 15 年（たん白泡消火薬剤を用いるものについては５年）を経過したものに限り確認するものとする。また、これまで、ＰＦＯＳを含有する消火薬剤を使用する泡消火設備についてのみ、泡消火薬剤の分布等に係る総合点検に代わる方法として、消火薬剤のサンプリング検査が認められていたところ、その他の化学物質を用いた泡消火薬剤についても認めることとする。

【施行日】 公布の日から施行する。

耐火電線の基準の一部を改正する件について

令和３年５月
消防庁予防課

【概要】

自動火災報知設備の非常電源の配線に使用する電線については、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号。以下「規則」という。）第 24 条第 1 項第４号ロの規定において、屋内消火栓設備の非常電源の配線に関する規則第 12 条第１項第４号ホの規定の例によることとされており、電線を耐火構造とした主要構造部に埋設することその他これと同等以上の耐熱効果のある方法により保護することが定められているほか、平成９年消防庁告示第 10 号（耐火電線の基準以下「耐火電線告示」という。）に適合する電線を使用することができることとされているところである。

現行の耐火電線告示においては、使用電圧が低圧（交流において最大使用圧が600Ｖ以下）のものに使用できる低圧ケーブル又は高圧（交流において最大使用圧が600Ｖ超）のものに使用できる高圧ケーブルしか規定されていないため、使用電圧が非常に小さいものに使用する場合であっても、現行の低圧ケーブルの基準を満たす電線を用いる必要がある。

現在、自動火災報知設備の回路電圧については、最大使用電圧が60Ｖ以下のものが主流となっていることを踏まえ、今般、最大使用電圧が60Ｖ以下の低圧ケーブルについて基準化を行うとともに、所要の規定の整備を行うこととした。

【改正内容】

（１）電線の定義

現行においては、強電流電気の伝送に使用する電気導体（低圧ケーブル又は高圧ケーブル）のみが想定されているが、新たに弱電流電気の伝送に使用する電気導体を規定することとした。

（２）小型加熱炉耐火試験の判定の基準

①絶縁抵抗

低圧ケーブルの絶縁抵抗の規定値のうち、加熱前の規定値については、「電気設備の技術基準の解釈」（平成25 年3 月 14 日付け 20130215 商局第4 号。以下「電技解釈」という。）第９条第１項第４号ロの規定により算出した絶縁抵抗値50 メガオームを、加熱終了直前の規定値については、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第52 号。以下「電技省令」という。）第58 条に規定する電路の使用電圧が300Ｖを超えるものに係る絶縁抵抗値0.4 メガオームを用いていたところ。

今般、60Ｖ以下の低圧ケーブルについては、現行の低圧ケーブルの絶縁抵抗の規定値の考え方に準じ、加熱終了直前の規定値について、電技省令第 58 条に規定する電路の使用電圧が 300Ｖ以下かつ対地電圧が 150Ｖ以下のものに係る絶縁抵抗値 0.1 メガオームを用いることとした。

②絶縁耐力

現行の低圧ケーブルの絶縁耐力の規定値のうち、加熱前及び加熱終了直後の規定値については、電技解釈第９条第２項第４号イに規定する耐電圧試験値（最小値）1500Ｖを、加熱中の規定値については、低圧ケーブルの交流最大使用電圧600Ｖを用いていたところ。

今般、60Ｖ以下の低圧ケーブルについては、現行の低圧ケーブルの絶縁耐力の既定値の考え方に準じ、加熱前及び加熱終了直後の既定値については、電技解釈第181 条第４項第４号に規定する小勢力回路用ケーブルの耐電圧試験値 350Ｖを、加熱中の規定値については、小勢力回路用ケーブルの交流最大使用電圧60Ｖを用いることとした。

（３）その他

小型加熱炉耐火試験及び大型加熱炉耐火試験の絶縁耐力における規定においては、低圧及び高圧ケーブルともに、加熱終了後における耐電圧試験を実施する具体的な時点を規定していなかったところ。

今般、試験条件の違いによる影響が発生しないよう、最も厳しい条件である加熱終了直後に試験を実施することとした。

【施行期日】　公布の日から施行する。

別表３　○消防庁告示第６号　→　下記

○消防庁告示第７号　→　下記

○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（消防庁告示第６号）

［官報］ 令和３年５月 24 日　号外　第 113 号　1～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210524/20210524g00113/20210524g001130001f.html

○消防庁告示第６号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件）第二第

一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和３年５月24日　　消防庁長官　　横田　真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改　正　後	改　正　前
別表第５　泡消火設備の点検基準	別表第５　［同左］
１　機器点検	１　［同左］
次の事項について確認すること。	［同左］
［⑴～⑻　略］	［⑴～⑻　同左］
⑼　一斉開放弁（電磁弁を含む。）	⑼　一斉開放弁（電磁弁を含む。）
次の事項について実施すること。ただし、イの事項については、設置後15年を経過したものに限り実施することとし、設置後20年を経過しないものにあっては、設置後15年を経過した日以後５年を経過する日までの間に、設置後20年を経過したものにあっては、イの事項を実施した直近の日以後５年を経過する日までの間に実施すること。この場合において、当該期間内に２の総合点検において⑴ア(ｲ)又はイ(ｲ)の事項を確認したときは、その日において実施したものとみなす。	漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。
ア　外形	
漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がないこと。	
イ　機能	
正常であること。	
［⑽～⒀　略］	［⑽～⒀　同左］
２　総合点検	２　［同左］
⑴　固定式の泡消火設備	⑴　［同左］
非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により加圧送水装置を起動させ、次の事項について確認すること。	［同左］
ア　ポンプ方式	ア　［同左］
［(ｱ)　略］	［(ｱ)　同左］
(ｲ)　一斉開放弁（設置後15年を経過したものに限る。）（設置後20年を経過しないものにあっては、設置後15年を経過した日以後５年を経過する日までの間に、設置後20年を経過したものにあっては、総合点検において正常であることを確認した直近の□以後５年を経過する日までの間に確認することとする。この場合において、当該期間内に１の機器点検において⑼イの事項を実施したときは、その日に	(ｲ)　一斉開放弁

おいて確認したものとみなす。)正常であること。	［同左］
(ｳ)　分布等	(ｳ)　［同左］
a　低発泡を用いるもの(設置後又は消火薬剤の交換後15年(たん白泡消火薬剤を用いるものにあっては５年)を経過したものに限る。)	a　低発泡を用いるもの
全放射区画数の20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに当該放射区画のうち、加圧送水装置から最遠の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、消火薬剤の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。	全放射区画数の20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最遠の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、ペルフルオロ(オクタン－１－スルホン酸)又はその塩を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備であって、消火薬剤の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。
［ｂ　略］	［ｂ　同左］
［(ｴ)　略］	［(ｴ)　同左］
イ　高架水槽方式及び圧力水槽方式	イ　［同左］
［(ｱ)　略］	［(ｱ)　略］
(ｲ)　一斉開放弁(設置後15年を経過したものに限る。)(設置後20年を経過しないものにあっては、設置後15年を経過した日以後５年を経過する日までの間に、設置後20年を経過したものにあっては、総合点検において正常であることを確認した直近の日以後５年を経過する日までの間に確認することとする。この場合において、当該期間内に１の機器点検において⑼イの事項を実施したときは、その日において確認したものとみなす。)正常であること。	(ｲ)　一斉開放弁
	［同左］
(ｳ)　分布等	(ｳ)　［同左］
a　低発泡を用いるもの(設置後又は消火薬剤の交換後15年(たん白泡消火薬剤を用いるものにあっては５年)を経過したものに限る。)	a　低発泡を用いるもの
全放射区画数の20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最遠の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、消火薬剤の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。	全放射区画数の20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最遠の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただしペルフルオロ(オクタン－１－スルホン酸)又はその塩を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備であって、消火薬剤の機能を維持するための

	措置が講じられている場合はこの限りでない。
［ｂ　略］	［ｂ　同左］
［(ｴ)　略］	［(ｴ)　同左］
［(2)　略］	［(2)　同左］

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○耐火電線の基準の一部を改正する件（消防庁告示第７号）

［官報］　令和３年５月24日　号外　第113号　3～5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210524/20210524g00113/20210524g001130003f.html

○消防庁告示第７号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ホ㈱ただし書の規定に基づき、耐火電線の基準（平成九年消防庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和３年５月24日　　消防庁長官　　横田　真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第一　趣旨 この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ホ(ﾛ)ただし書に規定する電線（以下「耐火電線」という。）の基準を定めるものとする。	第一　趣旨 この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ニ(ﾛ)ただし書に規定する電線（以下「耐火電線」という。）の基準を定めるものとする。
第二　用語の意義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二　用語の意義 ［同左］
一　電線　弱電流電気若しくは強電流電気の伝送に使用する電気導体（以下［導体］という。）、絶縁物で被覆した導体又は絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した導体をいう。	一　電線　強電流電気の伝送に使用する電気導体（以下［導体］という。）、絶縁物で被覆した導体又は絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した導体をいう。
［二～八　略］	［二～八　略］
第五　小型加熱炉耐火試験 小型加熱炉耐火試験は、次により行うものとする。	第五　小型加熱炉耐火試験 小型加熱炉耐火試験は、次により行うものとする。
［一～三　略］	［一～三　略］
四　判定	四　［同左］
小型加熱炉耐火試験の結果の判定は、試験体が次に掲げる条件に適合しているものを合格とすること。	［同左］
㈠　絶縁抵抗は、次の表イの上欄に掲げるケーブルの構造に応じ、同表下欄に掲げる箇所において、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が、次の表ロの上欄に掲げるケーブルの種類に応じ、同表下欄に掲げる絶縁抵抗値以上であること。	㈠　［同左］
［イ　略］	［イ　同左］

ロ

ケーブルの種類	絶縁抵抗値（メガオーム）	
低圧ケーブル	［略］	
	加熱終了直前	○・四（○・一）
［略］		

備考　括弧内の電圧は、使用電圧が六十ボルト以下の低圧ケーブルに適用する。

㈡　絶縁耐力は、線心を一括したものと固定線との間に、次の表の上欄に掲げるケーブルの種類に応じ、同表の中欄に掲げる五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧の交流電圧を加えた場合において、同表の下欄に掲げる時間これに耐えるものであること。

ケーブルの種類	交流電圧(ﾎﾞﾙﾄ)		時間(分)
低圧ケーブル	加熱前	千五百(三百五十)	一
	加熱中	六百(六十)	三十
	加熱終了直後	千五百(三百五十)	一
高圧ケーブル	［略］		［略］
	［略］		［略］
	加熱終了直後	七千六百（三千八百）	十

備考　括弧内の電圧は、「低圧ケーブル」欄のものにあっては使用電圧が六十ボルト以下の低圧ケーブルに、「高圧ケーブル」欄のものにあっては使用電圧が三千五百ボルト以下の高圧ケーブルに適用する。

［㈢　略］

第六　大型加熱炉耐火試験

大型加熱炉耐火試験は、次により行うものとする。

［一～三　略］

四　判定

大型加熱炉耐火試験の結果の判定は、試験体が次に掲げる条件に適合しているものを合格とすること。

［㈠　略］

㈡　絶縁耐力は、ケーブルにあっては線心を一括したものとケーブルラックとの間、パスタクトにあっては導体とダクトとの間及び導体相互間に、次の表の上欄に掲げる電線の種類に応じ、同表の中欄に掲げる五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧の交流電圧を加えた場合において、同表の下欄に掲げる時間これに耐

ロ

ケーブルの種類	絶縁抵抗値（メガオーム）	
低圧ケーブル	［同左］	
	加熱終了直前	○・四
［略］		

［新設］

㈡　［同左］

ケーブルの種類	交流電圧(ﾎﾞﾙﾄ)		時間(分)
低圧ケーブル	加熱前	千五百	［同左］
	加熱中	六百	［同左］
	加熱終了後	千五百	［同左］
高圧ケーブル	［同上］		［同左］
	［同上］		［同左］
	加熱終了後	七千六百（三千八百）	［同左］

備考　括弧内の電圧は、使用電圧が三千五百ボルト以下の高圧ケーブルに適用する。

［㈢　同左］

第六　大型加熱炉耐火試験

［同左］

［一～三　同左］

四　判定

［同左］

［㈠　同左］

㈡　［同左］

えるものであること。

電線の種類	交流電圧(ﾎﾞﾙﾄ)		時間(分)
低圧ケーブル	［略］		［略］
	［略］		［略］
	加熱終了直後	千五百	一
高圧ケーブル	［略］		［略］
	［略］		［略］
	加熱終了直後	七千六百（三千八百）	十

［備考　略］

電線の種類	交流電圧(ﾎﾞﾙﾄ)		時間(分)
低圧ケーブル	［同左］		［同左］
	［同左］		［同左］
	加熱終了後	千五百	一
高圧ケーブル	［同左］		［同左］
	［同左］		［同左］
	加熱終了後	七千六百（三千八百）	十

［備考　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

****

[4] ***医薬品等***

◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 211 号）

［官報］　令和 3 年 5 月 25 日　号外　第 114 号　1～2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210525/20210525g00114/20210525g001140001f.html

****

[5] ***飼料***

◇組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）

［官報］　令和 3 年 5 月 24 日　本紙　第 497 号　7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210524/20210524h00497/20210524h004970007f.html

確認を受けた品種：ジャガイモ　1 件

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇食品表示法における食品の自主回収の届出に係る電子申請システムへの入力要領及び記載要領に関する留意事項について

＜内閣府　2021 年 5 月 24 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_001/assets/food_labeling_cms204_210524_01.pdf

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇アンモニア発電、6 月に実証実験　JERA、脱炭素へ「混焼」

＜共同通信　2021 年 5 月 24 日＞　https://this.kiji.is/769398522740211712?c=39546741839462401

東京電力ホールディングスと中部電力が出資する発電会社 JERA（ジェラ）は 24 日、アンモニアを火力発電の燃料に混ぜて燃やす「混焼」の実証実験を 6 月に始めると発表した。実験は新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業に採択され、2025 年 3 月まで行う。

アンモニアは水素と窒素でできており、燃やしても二酸化炭素（CO2）が発生しない。火力発電への利用は、50 年脱炭素の政府目標の達成に向けて期待されている。ジェラによると、碧南火力発電所（愛知県）4 号機（出力 100 万キロワット）で 24 年度にアンモニアを石炭に約 20％混ぜて約 2 カ月間燃焼することを目指す。

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）のうち、交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業の公募について
＜環境省　2021 年 5 月 24 日＞　http://www.env.go.jp/press/109617.html

◇令和３年度水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業の一次公募について
＜環境省　2021 年 5 月 24 日＞　http://www.env.go.jp/press/109611.html
****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第２回）の開催について　　６月９日、WEB 会議
＜環境省　2021 年 5 月 24 日＞　http://www.env.go.jp/press/109601.html
（１）底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定について
（２）六価クロムに係る水質環境基準の見直しについて
（３）水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて
（４）総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲について
（５）その他
・産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 産業保安基本制度小委員会（第５回）　　5 月 26 日
＜経済産業省　2021 年 5 月 24 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/39407
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/39786
　　整合規格案の確認について

[開催記録、報告、資料等]

・令和２年度 第２回化学物質のリスク評価検討会議事録　　1月28日
＜厚生労働省　2021 年 5 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18818.html
(1) リスク評価対象物質のばく露評価について
　(初期リスク評価)
　　・ジエタノールアミン
　　・りん酸トリ（オルト-トリル）
　　・2-クロロニトロベンゼン
　(詳細リスク評価)
　　・オルト-フェニレンジアミン
(2) その他
****

[10] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・弁護士ら、大麻使用罪に反対意見　厚労省に根拠乏しいと書類提出
＜共同通信　2021 年 5 月 24 日＞　https://this.kiji.is/769456190253563904?c=39546741839462401
　厚生労働省の有識者検討会が創設の可否を議論している「大麻使用罪」を巡り、弁護士と医師らが 24 日、反対する意見書を厚労省に提出した。「刑罰で規制しなければならないほどの有害性があるか、科学的根拠が乏しい」などと主張している。
　意見書は、近年、諸外国では医療利用が進み、嗜好目的の使用についても合法化する国が増えていると指摘。現行法で使用罪がないことと、大麻使用が増加していることの因果関係は不明で、立法判断の基礎となる事実が存在しないとした。
　記者会見した亀石倫子弁護士は「若年層の大麻使用を刑罰で抑えられるかはっきりしない」と述べ、慎重な議論を求めた。

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・ウイルスでがん細胞攻撃 国内初の治療薬 期限付きで承認へ

＜NHK　2021 年 5 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210525/k10013049221000.html

****

[付録]

◇国立大学法人法の一部を改正する法律

＜文部科学省　2021 年 5 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af3cacxmgI1mrCbI

〇国立大学法人法の一部を改正する法律（概要）

https://www.mext.go.jp/content/20210521-mxt_hourei-000015257_1.pdf

趣 旨

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずるとともに、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合する等の措置を講ずる。

概 要

１．中期計画の記載事項の追加並びに年度計画及び年度評価の廃止

①中期計画の記載事項として、目標の実施状況に関する指標を追加する【第 31 条第２項第 3 号】

②年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（年度評価）を廃止する【第２条第７項及び第 31 条の２第１項】

２．国立大学法人等の組織体制の見直し

（1）学長選考会議の権限の追加等

①学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする【第 12 条第２項】

②同会議は、（3）③の報告を受けたとき又は学長の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行状況について報告を求めることができることとする【第 17 条第４項】

③同会議の委員について、学長を加えることができないこととするとともに、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることができることとする【旧第 12 条第３項の削除等】

※大学共同利用機関法人の「機構長選考会議」についても①～③と同様の措置を講ずる【旧第 12 条第３項の削除等】

（2）指定国立大学法人の理事の員数の増加

指定国立大学法人の理事は、２名まで増員できることとする【別表第一備考第３号】

（3）監事の体制の強化

①複数の大学を設置する国立大学法人に置く監事の員数を、設置する大学の数に応じて増員する【第 10 条第１項】

②監事のうち少なくとも一人は常勤とする【第 10 条第２項等】

③監事は、学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選考・監察会議又は機構長選考・監察会議に報告することとする【第 11 条の２等】

３．国立大学法人等による出資の範囲の拡大

①指定国立大学法人のみに限定している研究成果活用事業者への出資を全ての国立大学法人等について可能とする（③に関するものを除く。）　【第 22 条第１項第７号等】

②教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び当該施設等の他の大学、研究機関その他の者の利用の促進に係る事業者への出資を可能とする【第 22 条第１項第６号等】

③指定国立大学法人について、大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資を可能とする【第 34 条の５第１項】

４．国立大学法人の統廃合【別表第一】

① 国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学を国立大学法人帯広畜産大学に統合する。

② 国立大学法人奈良教育大学を国立大学法人奈良女子大学に統合する。

施行期日

令和４年４月１日（ただし、概要中４．のうち準備行為に係る規定は公布日）【附則第１条】

○国立大学法人法の一部を改正する法律（条文）

https://www.mext.go.jp/content/20210521-mxt_hourei-000015257_2.pdf

→ ACSES-NL_2106_20210524 に掲載

○国立大学法人法の一部を改正する法律（新旧対照表）

https://www.mext.go.jp/content/20210521-mxt_hourei-000015257_3.pdf

********** 以上 **********